

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 修士課程及び前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

2 博士課程及び後期3年の博士課程は、医学、歯学及び薬学の領域において、創造的研究活動を行う上で必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた人材を養成し、もって医学・歯学・薬学の進歩及び人類の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう務めなければならない。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、研究科に係る教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 研究科は、研究科の教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学系)

第6条 研究科に、研究科の円滑な運営を図るため、学系を置く。

2 学系に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第7条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項をつかさどる。

(副研究科長)

第8条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長の指示する事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

3 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第9条 研究科の専攻に、必要に応じて専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

3 専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。

(学系長)

第10条 研究科の各学系に、学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する事項を整理する。

3 学系長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 研究科に、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授会(以下「教授会」という。)を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第12条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第13条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(指導教員)

第14条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 各課程における指導教員については、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第15条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 授業科目の履修方法及び研究指導については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第17条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

(成績評価基準の明示等)

第17条の2 研究科、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位修得の認定)

第18条 履修科目の単位修得の認定は、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らし、担当教員等が行うものとする。

(成績の評価)

第19条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の評語をもって表し、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、必要と認める場合は、優、良及び可の評語に代えて、修了又は認定とすることができる。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
 - 四 講義及び演習を併用する場合は、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を考慮して単位を授与することが適当と認めるときは、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(他大学の大学院の授業科目の履修)

第21条 他大学の大学院(外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。))を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第22条 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(研究指導)

第23条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(進学)

第24条 本学の大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了して、引き続き博士課程及び博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、大学院医歯薬学総合研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、進学を許可するものとする。

(転入学)

第24条の2 他の大学の大学院に在籍している者等(大学院学則第24条第1項に規定する者に限る。)で研究科へ転入学を志望する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

(転研究科等)

第25条 本学の大学院の他の研究科の学生で、研究科へ転研究科することを志願する者がある場合は、入学資格が同一の研究科の学生に限り、選考の上、転研究科を許可することがある。

- 2 研究科の学生(博士後期課程を除く)で、他の専攻に転専攻することを志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。

(在学期間の通算)

第26条 前2条の規定により転入学又は転研究科等を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

(修了要件)

第27条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第28条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

- 2 学位論文の審査及び最終試験の合格・不合格は、研究科が決定し、その方法は、別に定める。
- 3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（学位）

第29条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程及び博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 学位に関する事項は、岡山大学学位規則（平成16年岡大規則第1号）の定めるところによる。
- 3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、修士課程においては医科学、歯科学又は学術とし、博士前期課程においては薬学又は学術とする。
- 1 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、博士課程においては医学、歯学又は学術とし、博士後期課程においては薬学又は学術とする。

（科目等履修生）

第30条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志望する者があるときは、研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第31条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

（研究生）

第32条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、当該研究科の研究及び設備に支障がない限り、当該研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

（特別研究学生）

第33条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき特別研究学生として受け入れることができる。

（雑則）

第34条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については，改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第1 修士課程課程表

授 業 科 目	単 位 数		
	必 修	選択必修	選 択
医 歯 科 学 概 論	2		
生 命 倫 理 学	1		
人 体 構 造 学		2	
口 腔 構 造 機 能 学		2	
人 体 生 理 学	2		
生 理 化 学	2		
病 理 病 態 学	2		
総 合 薬 理 学	2		
生 体 材 料 学	2		
社 会 医 歯 科 学	2		
臨 床 医 歯 科 学 概 論	2		
医 科 学 演 習		4	
医 科 学 実 習		4	
歯 科 学 演 習		4	
歯 科 学 実 習		4	
病 院 実 習	1		
分 子 医 科 学 総 論			2
生 体 防 御 医 学 総 論			2
再 生 医 療 学 総 論			2
細 胞 組 織 工 学 総 論			2
臨 床 治 験 学 総 論			2
医 療 情 報 学 総 論			2
脳 神 経 科 学 総 論			2
病 態 機 構 学 総 論			2
口 腔 機 能 再 建 学 総 論			2
口 腔 病 態 学 総 論			2
口 腔 健 康 発 育 学 総 論			2

履修方法：本専攻において修得すべき30単位の履修方法は次による。

必修科目18単位を履修し、選択科目から1科目2単位以上を選択履修するほか、選択必修科目から3科目10単位以上を選択すること。ただし、修士（医科学）の学位を希望する者は人体構造学、医科学演習及び医科学実習を、修士（歯科学）の学位を希望するものは口腔構造機能学、歯科学演習及び歯科学実習を履修する。

別表第2 博士課程課程表

必修科目

授 業 科 目	単位数
研究方法論基礎	5
研究方法論応用	4
課題研究	5

選択科目

専攻	授業科目	単位数			系科目の区分
		講義	演習	実習	
生体制御科学	生体分子機能学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	発生加齢制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	生体機能制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	生体硬組織機能制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	生体内部環境制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	循環機能制御学	2	4	6	医学系科目
	感覚機能制御学	2	4	6	医学系科目
	脳神経システム構造学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	脳神経発達制御学	2	4	6	医学系科目
	脳機能分子制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	神経回路制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	神経電気活動解析学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	神経情報制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	神経分子病態制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	神経病態制御学	2	4	6	医学系科目
病態制御科学	分子細胞病態制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	生殖・発生・周産期病態学	2	4	6	医学系科目
	発育・小児病態学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	口腔病態学	2	4	6	歯学系科目
	消化器病態学	2	4	6	医学系科目
	呼吸器病態学	2	4	6	医学系科目
	腎臓病態学	2	4	6	医学系科目
	代謝病態学	2	4	6	医学系科目
	泌尿器・内分泌病態学	2	4	6	医学系科目
	血液・免疫アレルギー結合組織病態学	2	4	6	医学系科目
	細胞移植治療学	2	4	6	医学系科目
	臓器移植学	2	4	6	医学系科目
	腫瘍発生学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	腫瘍生物学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	腫瘍分子・病理診断学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	口腔腫瘍学	2	4	6	歯学系科目
	光学系診断治療学	2	4	6	医学系科目
	放射線医学系診断治療学（画像情報解析系診断治療学）	2	4	6	統合医学歯学系科目
	外科治療学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	化学療法・緩和医療学	2	4	6	医学系科目
腫瘍先端治療学	2	4	6	医学系科目	
分子免疫治療学	2	4	6	医学系科目	

専攻	授業科目	単位数			系科目の区分
		講義	演習	実習	
機能再生・再建科学	細胞機能制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	細胞工学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	生体・運動機能再生学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	生体・運動機能再建学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	生体材料学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	人工臓器学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	口腔・顎・顔面機能再建学	2	4	6	歯学系科目
	咬合機能再建制御学	2	4	6	歯学系科目
	口腔・顎・顔面機能神経性制御学	2	4	6	歯学系科目
	口腔・顎・顔面発育制御学	2	4	6	歯学系科目
口腔・顎・顔面機能再生学	2	4	6	歯学系科目	
社会環境生命科学	生命倫理学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	精神保健福祉学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	法医学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	微生物病態学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	感染症制御学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	環境生態学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	環境保健医学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	国際貢献保健学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	行動科学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	老年生体機能回復学	2	4	6	医学系科目
	長寿保健衛生学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	健康増進医学	2	4	6	統合医学歯学系科目
	エビデンスベースドメディシン	2	4	6	統合医学歯学系科目
	医療情報学	2	4	6	統合医学歯学系科目
医療経済学	2	4	6	統合医学歯学系科目	

履修方法 一の授業科目について、講義、演習及び実習の12単位を履修すること。
また、申請しようとする学位の種別ごとに、付表に定めるところにより他の授業科目の講義を2科目（4単位）以上選択して履修すること。

付表

学位	必要単位数		
	統合医学歯学系科目	医学系科目	歯学系科目
博士（医学）	2単位以上	2単位以上	
博士（歯学）	2単位以上		2単位以上
博士（学術）	4単位以上		

別表第3 博士前期課程及び博士後期課程課程表

1 博士前期課程

授 業 科 目	単位数	
	必 修	選 択
薬品科学概論		1
医療薬学概論		1
臨床薬学		1
臨床薬効解析学		1
薬物療法設計学		1
分子医薬品情報学		1
遺伝子診断学		1
免疫アレルギー学		1
医療薬物学		1
薬物動態制御学		1
応用生物薬剤学		1
臨床薬剤薬理学		1
医薬品反応化学		1
医薬品有機機能化学		1
天然医薬品化学		1
機能性天然物化学		1
植物代謝学		1
有機化学論文作成・発表学		1
有機化学基礎演習		1
薬品構造物性化学		1
医薬品分子物理化学		1
医薬分子設計学		1
精密有機化学		1
生体膜生化学		1
膜タンパク質生化学		1
蛋白質機能制御学		1
動物遺伝学		1
遺伝子毒性薬学		1
分子微生物学		1
ゲノム創薬学		1
生体情報伝達学		1
膜蛋白質構造解析学		1
衛生代謝化学		1
衛生代謝毒性学		1
環境生物薬学		1
臨床薬物動態解析学		1
薬品分析開発化学		1
機器分析応用学		1
構造解析化学		1
免疫制御学		1
予防薬食化学		1
病態機能診断学Ⅰ		1
病態機能診断学Ⅱ		1
病態機能診断学Ⅲ		1
創薬生命科学実習		8
創薬生命科学特別研究	10	
創薬生命科学セミナー	8	

履修方法

指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。

2 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	
	必 修	選 択
研究方法論基礎	2	
研究方法論応用	2	
課題研究	4	
創薬分子化学		2
医薬分子開発学		2
生体防御解析学		2
分子生物機能科学		2
医薬品構造精密分析化学		2
遺伝子応用薬物療法科学		2
高機能創剤設計評価科学		2
病態解析薬物治療科学		2

履修方法

指導教員の指導により、14単位以上を修得すること。

平成18年度以前入学者用

別表第3 博士前期課程及び博士後期課程課程表

1 博士前期課程

授 業 科 目	単 位 数	
	必 修	選 択
薬品科学概論		1
医療薬学概論		1
臨床薬学		1
臨床薬効解析学		1
薬物療法設計学		1
分子医薬品情報学		1
遺伝子診断学		1
免疫アレルギー学		1
医療薬物学		1
薬物動態制御学		1
応用生物薬剤学		1
臨床薬剤薬理学		1
医薬品反応化学		1
医薬品有機機能化学		1
天然医薬品化学		1
和漢薬化学		1
合成医薬品化学		1
有機化学論文作成・発表学		1
薬品構造物性化学		1
医薬品分子物理化学		1
医薬分子設計学		1
精密有機化学		1
生体膜生化学		1
膜タンパク質生化学		1
蛋白質機能制御学		1
動物遺伝学		1
遺伝子毒性薬学		1
分子微生物学		1
ゲノム創薬学		1
遺伝情報解析学		1
生体情報伝達学		1
ゲノム化学		1
衛生代謝化学		1
衛生代謝毒性学		1
環境生物薬学		1
環境保健薬科学		1
薬品分析開発化学		1
機器分析応用学		1
構造解析化学		1
分子矯正薬食同源学		1
免疫生物化学		1
病態機能診断学Ⅰ		1
病態機能診断学Ⅱ		1
病態機能診断学Ⅲ		1
創薬生命科学実習		8
創薬生命科学特別研究	10	
創薬生命科学セミナー	8	

履修方法

指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。

2 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	
	必 修	選 択
研究方法論基礎	2	
研究方法論応用	2	
課題研究	4	
創薬分子化学		2
医薬分子開発学		2
生体防御解析学		2
分子生物機能科学		2
医薬品構造精密分析化学		2
遺伝子応用薬物療法科学		2
高機能創剤設計評価科学		2
病態解析薬物治療科学		2

履修方法

指導教員の指導により、14単位以上を修得すること。